

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成12年8月3日付け青むつ第274号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

原子燃料サイクル事業に関する市町村長会議及び周辺市町村長会議を記録する録音テープに係る不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 12 年 5 月 1 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「1998 年 5 月 19 日の原子燃料サイクル事業に関する市町村長会議及び周辺市町村長会議（以下「本件会議」という。）を記録する録音テープ（以下「本件行政文書」という。）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件行政文書を保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 12 年 5 月 8 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 12 年 7 月 12 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件行政文書を開示するとの決定を

求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 平成11年2月16日、異議申立人は、本件会議に関する資料一切の開示を求めた。ところが一切の文書として開示を求めたのに、平成11年3月11日に開示された文書のなかには本件会議でどのような意見が述べられたのかを記す会議録などの一切の記録に関する部分は含まれておらず、これらは開示されなかった。
- (2) 平成11年3月30日、異議申立人は、改めて本件会議の会議録の開示を求めた。しかし、平成11年3月31日付けで、作成していないことを理由とする公文書不存通知書が届いた。
- (3) 平成11年3月11日の開示の際の実施機関の担当職員の話では、当日録音テープはとったが、当該録音テープは見当たらないと言っていた。また、当時は青森県情報公開条例（平成7年10月青森県条例第44号。以下「旧条例」という。）では録音テープは情報開示の対象になっていなかったので開示を求めることができなかった。
- (4) 条例が平成12年4月1日から施行されたので、平成12年5月1日、本件行政文書について開示請求をしたところ不開示決定通知書が送付された。その開示しない理由に「1998年5月19日の原子燃料サイクル事業に関する市町村長会議及び周辺市町村長会議を記録する録音テープは、保有しておりません。」と書いてあった。
- (5) 上記に述べてきた事実からすると、実施機関は本件会議における青森県市町村の住民の代表者たる首長の意見を何も残していない事となる。また異議申立人及び一般市民は当日の傍聴も実施機関の一存でできなかった。これでは一般市民はどうやって本件会議の内容を知りえるだろうか？知る権利が全く侵害されていて、到底納得できない。実施機関が「皆様の御意見あるいは地元住民の声を把握されてのお考えを率直に述べていただき、総合的な判断に生かしていきたいと考えた」と述べていても、実際に各首長の意見が反映されたのか不明であり疑問であるし、実施機関がその後の判断にどう生かしたかを証明する手立てがなく、説明責任を果たし得ない。
県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的として開かれたはずの本件会議であったはずなのだから、唯一本件会議を記録していたはずの本件行政文書すら存在していないとは到底思えない。

- (6) 本件行政文書を紛失したというのは言い訳であり、再度探し出す努力をすれば、重要なものなので見つかると考えられる。
- (7) 善意に解釈すれば、開示請求から2週間以内に決定するのであるから、その間には見つからなかったということなのかと考えられるので、よく捜してほしい。
- (8) 実施機関は、理由説明書の中で、本件行政文書を利用して各発言者ごとに発言の趣旨を要約したと述べているが、平成11年2月16日に本件会議に関する資料一切について開示を求めたのに対し、平成11年3月11日に文書が開示されたが、その開示された文書には要約文が存在していないのであるから、その後本件行政文書を見つけて要約文を作ったのではないかと考えられる。
- (9) 異議申立人は上記のとおり「資料一切」としているのに、実施機関は「資料」という言葉の一般的語義から「本件会議開催までに作成した文書」を対象としたというのは条例第1条の規定から懸け離れている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件会議における知事、市町村長等の発言が録音されていたものである。
- (2) 原子燃料サイクル事業に関する全市町村長会議及び周辺市町村長会議は、県民の安全性に関する県行政の中でも特に重要な原子燃料サイクル事業について、各市町村長から地元住民の声を把握したうえでの御意見、御提言等を伺い、県が原子力行政に対処していくに当たっての参考とするために開催するものである。

2 本件処分について

録音テープは、本件会議が開催された平成10年5月当時、旧条例上の「公文書」としては規定されていなかったところであるが、確かに録音はしており、当時の担当職員は、本件行政文書を利用して各発言者ごとに発言の趣旨を要約したところである。その後、平成12年5月1日に異議申立人から本件行政文書の開示請求があり、本件行政文書を探したものの見つからず、結果として開示をすることが不可能であったため、本件

処分をしたものである。

3 当時の担当職員が本件行政文書を利用して各発言者ごとに発言の趣旨を要約したということについて

(1) 当該要約を行った年月日

年月日を特定することはできないが、平成10年5月下旬から6月上旬にかけてと思われる。

(2) 当該要約を行った目的

平成10年6月に開催された第214回定例県議会及び県議会全員協議会の知事答弁等の原案を作成する目的で要約した。

(3) 平成11年3月11日に開示された文書に、当該要約が含まれていない理由について

平成11年2月16日付けで開示を求められた本件会議に関する資料一切の「資料」については、「資料」という言葉の一般的な語義から、本件会議開催までに作成した文書と判断し、本件会議の開催に当たっての事前の起案文書及び本件会議の際に配布した文書を開示したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書の存否について

次の理由により、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められる。

(1) 当審査会が事情聴取等の調査を行ったところ、次のとおりであった。

ア 実施機関は、本件開示請求があった時点において、本件行政文書を探したにもかかわらず、その存在を確認することができなかった。

イ 当審査会の調査においても本件行政文書の存在を確認できなかった。

(2) また、異議申立人は、実施機関が理由説明書の中で本件行政文書を利用して各発言者ごとに発言の趣旨を要約したと述べていることについて、平成11年2月16日に本件会議に関する資料一切について開示を求めたのに対し、平成11年3月11日に文書が開示されたが、その開示された文書には要約文が存在していないのであるから、その後本件行政文書を見つけて要約文を作ったのではないかと考えられる旨の主張をしている。

そこで、当審査会が実施機関に対して、当該要約を行った目的及び年月日並びに平成11年3月11日に開示された文書に当該要約が含まれていない理由について照会したところ、前者については、平成10年6月に開催された県議会及び県議会全員協議会の知事答弁等の原案を作成する目的で平成10年5月下旬から6月上旬にかけて当該要約を行ったとのことであり、また、後者については、開示を求められた本件会議に関する資料一切について、「資料」という言葉の一般的な語義から、本件会議開催までに作成した文書を対象文書と判断したからとのことであった。

後者については、その判断が適切であったか否かはともかくとして、その主張が虚偽であることを認めるに足る証拠はない。

したがって、以上のとおり、当審査会において異議申立人の主張を認めるに足る事実を確認することはできなかったものである。

(3) さらに、異議申立人が当審査会に提出した資料によると、本件会議は、報道機関に対して公開されていたことが認められる。

したがって、一般的に考えて、報道機関に対して公開した本件会議の録音テープについて、保有しているにもかかわらず、保有していないとして、本件開示請求に対して本件処分を行う合理的な理由があるとは認められない。

(4) 異議申立人は、唯一本件会議を記録していたはずの本件行政文書すら存在していないとは到底思えず、本件行政文書を紛失したというのは言い訳であり本件行政文書は重要なものなので再度捜し出す努力をすれば見つかると考えられる旨の主張をするが、その主張は、上記の(1)から(3)までの内容を考慮すると、結果的には推測にすぎないものであると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 8 月 3 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成12年 8 月 9 日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 8 月24日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成12年 9 月 6 日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年10月13日 (第48回審査会)	・ 異議申立人からの反論書を受理した。 ・ 審査を行った。
平成12年11月 7 日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年12月 4 日 (第52回審査会)	・ 異議申立人からの反論書(2)を受理した。 ・ 審査を行った。
平成13年 1 月15日 (第54回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。 ・ 異議申立人からの書面等を受理した。 ・ 審査を行った。
平成13年 1 月16日	・ 異議申立人からの資料を受理した。
平成13年 1 月31日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。
平成13年 2 月 5 日 (第55回審査会)	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年3月1日 (第56回審査会)	・審査を行った。
平成13年3月13日	・実施機関に対する調査を行った。
平成13年3月19日 (第57回審査会)	・異議申立人からの反論書(3)を受理した。 ・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	